

地域枠における卒後の従事要件等の取扱いに関する要項

令和4年8月1日
三重県医療保健部

1 趣旨

地域枠における卒後の従事要件等について、「令和5年度以降の地域枠等の定義について（事務連絡）」（令和4年4月18日付け厚生労働省医政局医事課長通知）が各都道府県衛生主管部（局）あてに通知されたことに伴い、その取扱いについて次のとおり定める。

2 対象者

この要項において「地域枠」とは、三重大学医学部医学科の地域枠A、地域枠Bおよび三重県地域医療枠をいう。

3 卒後の従事要件

- （1）地域枠は入学初年度から三重県医師修学資金に応募し、貸与を受けるものとする。
- （2）地域枠における卒後の従事要件は、三重県医師修学資金返還免除に関する条例（平成16年三重県条例第1号。以下「条例」という。）第2条に定める返還免除のための従事要件とする。（表1）
- （3）地域枠は、次項により離脱が承認される場合を除き、卒後の従事要件を履行するものとする。

表1 地域枠における卒後の従事要件の概要（条例第2条）

卒後の従事要件（9年間）	
2年間	7年間
臨床研修	三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムのコースのうち、「三重大学医学部附属病院専門研修コース」に基づき県内の医療機関等で勤務
県内の基幹型臨床研修病院で研修 ^{※1}	【医師少数区域等 ^{※2} の勤務期間】 ①地域枠A 1年以上 ②地域枠B 2年以上 ^{※3} ③地域医療枠 1年以上
※1 地域枠Bは三重大学医学部附属病院または推薦病院を選択する。	※2 医師少数区域および医師少数スポットを指す。 ※3 原則、推薦地域で行う。

詳細は、条例および三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムを参照。

4 離脱に関する要件

地域枠における卒後の従事要件からの離脱が認められる事由については、次のとおりとする。

- （1）条例第3条に定める理由による場合
- （2）大学を退学する場合
- （3）医師国家試験不合格により医師免許の取得をあきらめる場合

(4) 医師免許の取消又は医師免許を返納する場合

5 同意書の提出

地域枠による入学を志願する場合、志願者および保護者等は「同意書」(様式1)を、別途指定する期限までに県に提出しなければならない。

6 離脱にかかる手続き

地域枠における卒後の従事要件から離脱を希望する場合の手続きは次のとおりとする。

(1) 本人(本人により難い場合は保護者等)が、県および三重大学と協議を行うこと。

※ 原則として事前協議とする。

(2) 離脱事由が確認できる書類(別途指定する)を提出すること。

(3) 協議において、県および三重大学から離脱にかかる必要な手続きについて指示があった場合は、これに沿って対応すること。

(4) 県は、離脱の認否について、(1)から(3)の状況をふまえ、三重大学(必要に応じて関係機関)と協議のうえ決定する。

(5) 県が離脱を承認した以後に第4項に定める離脱要件を満たさなくなったと判断される場合は、県は離脱の承認を取り消すことができる。

7 離脱にかかる三重県医師修学資金の取扱い

地域枠における卒後の従事要件から離脱した場合の三重県医師修学資金の返還または返還免除の取扱いについては、条例に基づき判断される。

※ 離脱事由と三重県医師修学資金との関係は「別紙」を参照のこと。

8 不同意離脱の取扱い

(1) 県および三重大学が、離脱を認めないまま従事要件から離脱した場合(見込みを含む)は、不同意離脱として扱い、卒後の従事要件の履行を求める。

また、臨床研修、専門研修等において、国や関係団体から地域枠の従事要件や不同意離脱等に関して照会等があった場合は、県は必要な調査、報告を行うものとする。

(2) 不同意離脱となった者が、県および三重大学の求めに従い、従事要件の全部または一部を履行した場合、県は三重大学と協議のうえ不同意離脱を解除することができる。

(3) 不同意離脱として扱う期間は、第3項に定める卒後の従事要件に相当する期間とする。

9 個人情報の取扱い

本要項の実施により取得した個人情報は、目的以外には利用しない。

附 則

1 この要項は、令和3年8月25日から施行する。

2 条例改正(平成29年12月26日)以前に入学した地域枠の卒後の従事要件については、なお従前の例による。ただし、医療法および地域枠制度の趣旨に基づいて、医師少数区域、医師少数スポットにおける地域貢献を求めるものとする。

附 則

この要項は、令和4年8月1日から施行する。